

国崎クリーンセンター多目的広場専用利用規定

(目的)

第1条 本規定は国崎クリーンセンター多目的広場の使用について、安全かつ円滑な利用を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(管理及び運用)

第2条 多目的広場の管理及び運用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により国崎クリーンセンター啓発施設指定管理者に委ねる。

(使用上の制限等)

第3条 使用に際して、以下の各号を厳守すること。

(1) 下記種目の使用は禁止する。

ゴルフ、野球、射撃、弓道、やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ、砲丸投げ、リモコンラジコングライダー、ラジコンカー等の多目的広場の使用に当たり危険を伴うもの。

(2) 焚き火、花火などの火気使用や犬の散歩などは禁止する。

(3) 施設内での飲酒・喫煙・飲食は原則的に禁止する。なお、喫煙及び飲食は指定された場所で行う。

(4) 自動車は指定の場所以外に駐車してはならない。

(5) トイレ利用等、倉庫棟内利用の際には土足は厳禁とし、指定された上履きを利用する。また、管理棟及び啓発施設への立ち入りの際は靴の汚れをよく落とすこと。

(6) 倉庫棟設置の冷蔵庫を利用する場合は、使用許可申請書の備考欄にその旨を記載し、また、利用に際しては、庫内物(備品等含む)の紛失や損傷等が生じないように管理する。利用後は庫内を空にし、必ず清掃を行い、報告を行う。なお、利用者は報告時に指定管理者立会いのもと、必ず確認を受けること。

(7) ハンドマイク以外の拡声器の使用は、禁止する。

(8) 上記の各号の制限等について、組合管理者の許可を受けたものは除く。

(9) その他疑義が生じた場合については、指定管理者の指示に従うこと。

(使用可能日及び使用時間)

第4条 多目的広場の使用は、準備、後始末を含めて、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、スポーツ利用については、5月20日から12月27日までの午前9時から午後4時までとする。また、年末12月28日から翌年1月4日までの日、月曜日(休館日)、行政利用日及び国崎クリーンセンター自主事業日等は使用対象日としない。なお、猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者が必要と認める場合においては、この限りではない。

(使用手続と使用方法)

第5条 使用手続及び使用方法は次のとおりとする。

- (1) 使用者は、個人・団体にかかわらず事前に所定の施設使用許可申込書を提出し、許可を得なければならない。
- (2) 予約状況は啓発施設のホームページまたは啓発施設事務所にて公開する。
- (3) 予約方法は、事前に予約状況を確認のうえ、申請書をホームページまたは啓発施設事務所で入手(ダウンロード)し、使用希望月の3箇月前の初日から7日までに、電話、ファックス、メール(問い合わせフォーム)、直接来館のいずれかの方法で、仮予約する。なお、仮予約の重なった分については、毎月7日の翌開館日に、抽選を行い、抽選で選ばれた人のみに連絡する。
- (4) 使用料の納付は、仮予約が決定した日から、2週間以内に申請書(国崎クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条関係:様式第1号)を提出し、使用料を支払うものとする。なお、支払いのない場合については、予約を取り消すことがある。
- (5) キャンセルについての使用料還付については、使用日前1箇月までのキャンセルは全額を還付し、使用日前7日までのキャンセルは、半額を還付する。
(使用料還付申請が必要)、使用日前6日から当日のキャンセルについては還付しない。なお、多目的広場のコンディションによる使用不可等、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ない事由等により使用予約及び使用を取り消すことがある。

(使用者の責務)

第6条 使用者は次の項目を厳守しなければならない。なお、違反した場合は、当該者及びその所属団体の当該年度内使用を許可しないことがある。

- (1) 使用時間を厳守すること。(使用時間には準備、後片付けの時間を含む。)
- (2) 多目的広場の使用が終了するまで当該団体は使用責任者を置くこと。
- (3) 使用責任者は、多目的広場使用時には使用許可書を所持すること。
- (4) 使用後は必ず、清掃(トイレを含む)などを行い、ごみも必ず自分で持ち帰ること。
- (5) 多目的広場のコンディション不良のとき、もしくは使用によりコンディションを悪くする恐れのある時は、使用を中止する。
その判断は、使用前においては指定管理者が判断し、使用中においては使用責任者と指定管理者が協議して決定する。
- (6) 同時に2団体が使用する場合は、相互に協力して、安全且つ有効的に利用し、特に前記(4)については、協力して行うこと。
- (7) 許可なく、物品販売などの営利行為は禁止する。

(8) 使用責任者は使用後速やかに、鍵を指定管理者に返却するとともに、施設点検表（多目的広場）に記載の点検事項を確認し、提出すること。

(鍵の受け取り・返却)

第7条 使用者は、多目的広場の使用に係る倉庫棟の鍵は啓発施設2階の指定管理者窓口にて使用許可書を提示して鍵を受け取る。なお、受取時間は、使用開始時間の10分前から使用開始時間までに使用責任者が直接、受け取ることとし、それ以前は受け取ることができない。また、返却については、使用后、速やかに返却すること。

(施設の整備・保全)

第8条 使用者は、使用に当たって、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 多目的広場の良好な維持・保全に努めなければならない。
- (2) 芝生コンディションに影響が大きいため、金属製のスパイクの付いた靴の使用は禁止する。
- (3) 特別な施設（テント等）を設ける時は、事前に許可を得、使用後はもとに復元しなければならない。
- (4) 施設を破損・損傷した時は速やかに指定管理者に届け出て使用者の明らかな瑕疵が認められる場合は、相当代価を弁償しなければならない。
- (5) 上記各号に違反した場合は、以後の使用を許可しないことがある。

(その他)

第9条 本規定に定めのない事項については、猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者が別に定める。

(付則)

第10条

本規定は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

本規定は、平成30年5月29日から施行する。

(付則)

本規定は、令和元年11月28日から施行する。